

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

窓口負担割合が  
変わります！！

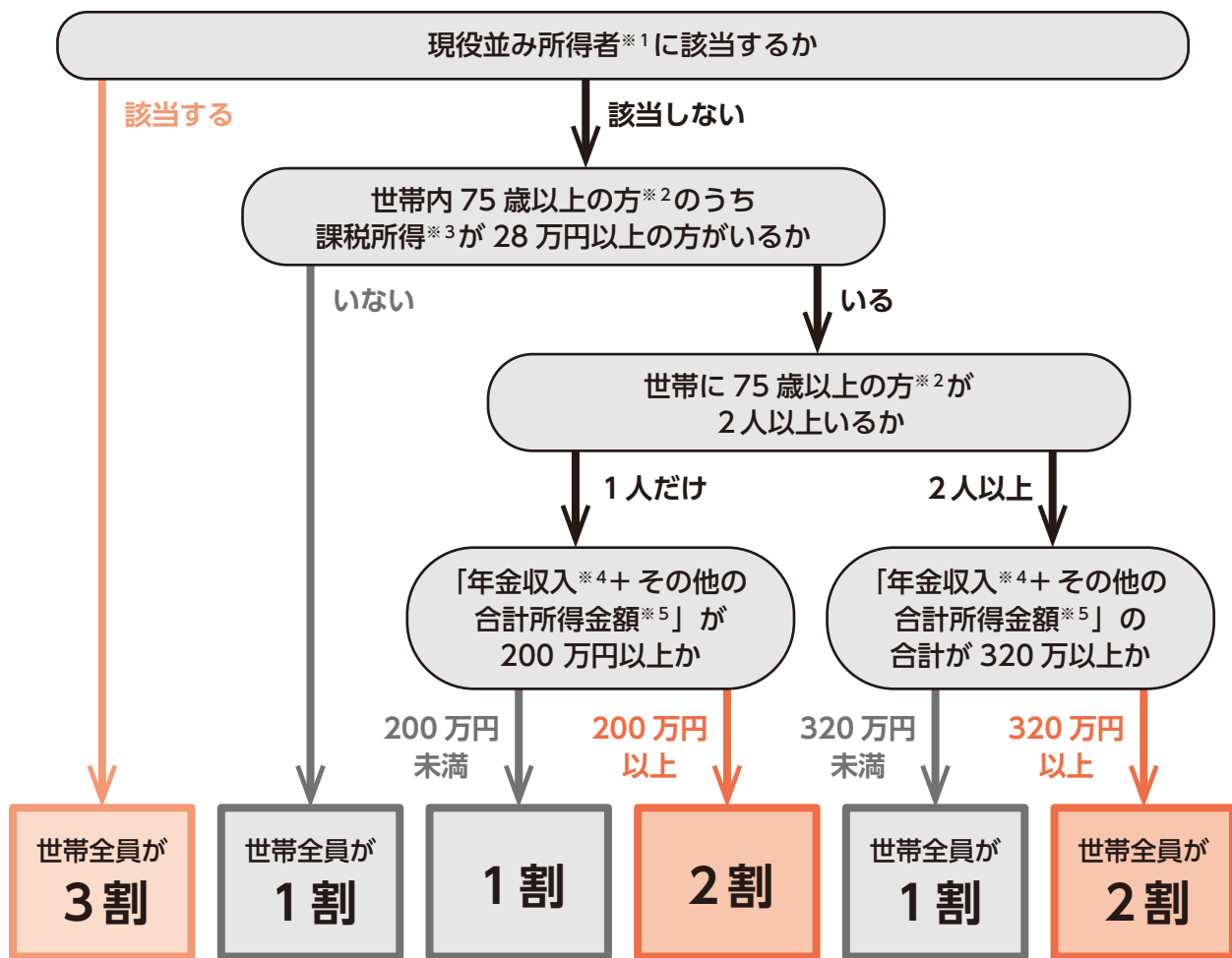
## 被保険者証の更新

10月1日から、医療機関等で支払う医療費の窓口負担割合に、現行の「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が設けられます。これまで窓口負担割合が1割であった方のうち、令和3年分の所得が一定以上ある方は、2割負担に変更になります（変更対象者は、被保険者のうち約20%です）。

ご自身の窓口負担割合は、9月22日以降に届くふじ色の被保険者証でご確認ください。窓口負担割合に変更がない方にもふじ色の被保険者証が届きますので、10月以降はそちらをご使用ください。

なお、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は同封されませんので、7月に送付したものをご使用ください。

## 窓口負担割合の判定方法



- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※2 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方（65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）です。
- ※3 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
- ※4 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## ■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895  
 今回の制度改正の見直しの背景などに関するご質問は、厚生労働省コールセンター  
 ☎0120(002)719  
 にお問い合わせください。

